

大阪市告示第689号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年5月17日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
梅田線	北区梅田3丁目 535番の3地から 同区同 535番の3地まで (別紙参考図参照)	旧	m 22.11～ 23.18	m 5.95
		新	22.11～ 29.20	5.95
北区第9701号線	北区梅田3丁目 529番の4地から 同区同 529番の4地まで (別紙参考図参照)	旧	m 12.00～ 13.31	m 3.70
		新	12.00～ 15.47	3.70

(建設局総務部管財課)